

結婚

に関連するおもな手続き

 下記にあてはまるものがないか確認してみましょう	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	住所が変わる方 同居中で、今まで生計が別になっていた方 (住民票上、別世帯になっていた方) 姓が変わる方で、マイナンバーカードをお持ちの方 姓が変わる方で、旧姓の印鑑で印鑑登録している方 お子さんの戸籍についてのご相談	住所変更 (転入・転出・転居) 世帯合併、または世帯変更 氏名変更 自動的に登録廃止になります 入籍届、養子縁組届など	※転入・転出・転居のチェックシートも確認してください！ (お持ちの方) ・マイナンバーカード ※受付窓口でご相談ください	③住所・戸籍 ①マイナンバー ③住所・戸籍	
保険 年金	国民健康保険に加入中で、姓などの記載に変更がある方 国民健康保険に加入中で姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方 国民健康保険から、配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方 最近退職した方 →配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方 →国民健康保険に加入する方 姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方 年金を受給している方	新しい国民健康保険資格確認書等の交付 各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください 国民健康保険の脱退 美唄市役所での手続きはありません 国民健康保険の加入 ※資格喪失日より14日以内 国民年金の加入 (20歳から60歳未満) ※資格喪失日より14日以内 各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください 年金の氏名変更 ※共済年金の方は共済組合へ届出	変更前の国民健康保険資格確認書等 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など ・勤務先の資格確認書等、または資格取得証明書 ・資格確認書等 勤務先の健康保険の資格喪失証明書	④国民健康保険 ④国民健康保険 ⑤後期高齢・年金・医療費助成 ⑤後期高齢・年金・医療費助成 ⑤後期高齢・年金・医療費助成	
こども	児童手当を受給していて、受給者が変わる方 (0歳~18歳になる年度の末日までのこども) 子ども医療費受給者証をお持ちの方 (0歳~18歳になる年度の末日までのこども) 保育園に入園しているお子さんがいる方 ひとり親家庭等に該当していた方 特別児童扶養手当の受給者が変わる方 重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先に申請してください 子ども医療費受給者証の変更 住所・氏名変更など 児童扶養手当の資格喪失 ひとり親家庭等医療費助成の資格喪失届および子ども医療費助成の申請 就学援助の再申請 ※世帯構成が変わると再申請が必要です 特別児童扶養手当の受給者変更 重度心身障がい者医療費受給者資格の変更	・マイナンバーの確認できる書類 ・請求者の通帳 ※必要なものがそろっていても窓口へお立ち寄りください ※窓口でご相談ください ※窓口でご相談ください ・児童扶養手当証書 ※窓口でご相談ください。 ※認印が必要な場合があります。 ※窓口でご相談ください 印鑑 ※窓口でご相談ください ・特別児童扶養手当証書 ・重度心身障がい者医療費受給者証	こども未来課 0126-62-3147 ⑤後期高齢・年金・医療費助成 こども未来課 保育園 こども未来課 0126-62-3147 ⑤後期高齢・年金・医療費助成 4階 学務課 こども未来課 ⑤後期高齢・年金・医療費助成	
高 齢	姓が変わる方で介護保険証等をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証等の氏名変更 介護保険資格異動届 (保険証は後日郵送)	・介護保険証 ・負担割合証 ・負担限度額認定証	⑧高齢福祉・介護保険・地域包括支援センター	
障 がい	姓が変わる方で障がいの手帳、自立支援医療、サービス受給者証をお持ちの方 重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	各種手帳・受給者証の氏名変更 重度心身障がい者医療費受給者資格の変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援受給者証 ・福祉サービス受給者証 ・重度心身障がい者医療費受給者証	⑦障がい福祉・福祉(生活支援) ⑤後期高齢・年金・医療費助成	
税・料 金	上下水道の使用者名義が変わる方 市税・保険料などの口座を変更または希望する方	使用名義変更 口座振替の変更または申請	窓口で手続きしてください ・預金通帳 ・通帳の届出印	⑨水道・下水道 ⑥市税証明・税金	

その他	市営住宅に入居を希望する方	市営住宅入居の相談	※窓口でご相談ください	
	市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続き	※入居者が増減する場合、 必ず届出が必要です 窓口でご相談ください	2階都市建築住宅課
		市営住宅の同居手続き		
	姓が変わる方で犬を飼っている方	犬の登録事項変更届		
結婚新生活支援事業		対象世帯に条件がありますので 窓口でご相談ください		2階広報情報推進課

美唄市役所

〒072-8660
美唄市西3条南1丁目1番1号

代表電話番号 0126-62-3131

開庁時間 あさ 8時45分 ~ 夕方 5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)



令和8年2月改定

美唄市ホームページ <https://www.city.bibai.hokkaido.jp/>



手続きチェックシート 結婚

ご結婚おめでとうございます

忘れずにお持ちください

婚姻届

《届出に必要なもの》

- ・全国共通の届出用紙
- ・ご結婚されるお二人の署名
- ・証人（成年二人）の署名

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証

マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・資格確認書
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

関連する手続きは内側にあります

市役所当直に提出された場合には、本籍や住所等の確認ができないため、後日再来庁をお願いすることがあります。

できるだけ平日に窓口での審査を済ませてから提出されることをお勧めします。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。